

社会福祉法人光洋会

役員等報酬規程

社会福祉法人光洋会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光洋会（以下「法人」という）の役員等の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 役員（理事・監事）
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 苦情解決委員会第三者委員

(役員報酬)

第3条 役員等が当法人の常勤職員を兼務する場合、役員報酬は、支給しないものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、1回につき5,000円を支給する。

(監事の出席報酬)

第5条 監事が監査会 理事会及び業務のためみなと保育園の事業に出席したときは、1回につき5,000円を支給する。なお、指導監査の立ち合いの場合1時間1,000円とし支給する。

(評議員選任・解任委員の出席報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会及び理事会に出席したときは、1回につき5,000円を支給する。

(苦情解決委員会第三者委員の出席報酬)

第7条 苦情解決委員が苦情解決委員会及び業務のため出張する場合並びにみなとこども園の事業に出席したときは、1回につき5,000円を支給する。

(支給方法)

第8条 出席報酬については、当該日に理事長が現金にて支給するものとする。
ただし、各役員会や及び施設等の行事が同日に開催された場合は、2つ以上の会議等に出席していても1回と計算する。なお、支給を受けた役員等は、遅滞なく領収書を理事長に提出する。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。